

# ○津山工業高等専門学校人事推薦委員会規程

〔平成28年2月17日〕  
規程第4号

(目的)

**第1条** 津山工業高等専門学校に、教員の教育、研究および校務の活動に係る評価を適切に実施するため、津山工業高等専門学校人事推薦委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

**第2条** 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教員の評価の実施に関する事。
- (2) 評価結果の活用に関する事。
- (3) その他教員の評価に関する事。

(組織)

**第3条** 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 教務主事
- (2) 学生主事
- (3) 寮務主事
- (4) 系長
- (5) 教養教育推進室長

(委員長)

**第4条** 委員会に委員長を置き、教務主事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、学生主事はその職務を代行する。

(事務)

**第5条** 委員会の事務は、総務課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。